

別表 1

算定基準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ (1 支援の単位当たり)	創設及び改築	本体工事費	31,298千円  ただし、国通知の第1の1による、新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「国通知の第1の1に定める事業を行う場合」という。）  62,596千円  国通知の第1の2による学校敷地外で放課後児童クラブを利用することもと地域のこどもが共に過ごし交流する場と一体的に整備する場合（以下「国通知の第1の2に定める事業を行う場合」という。）  62,596千円  一部改築については、国通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI 事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。）	市町村が整備を行う場合  ①国通知の第1の3に該当しない整備を行う場合 県 1/3 市町村 1/3  ②国通知の第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 県 1/6 市町村 1/6  ③国通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 県 1/12 市町村 1/12  市町村が社会福祉法人等の行う施設の整備に対して補助を行う場合
		賃借料加算	7,271千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	①国通知の第1の3に該当しない整備を行う場合 県 2/9 市町村 2/9
		特殊付帯工事費	18,833千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	設置者 1/3
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,661千円  2,473千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合  2 改築に際して仮施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

			3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、国通知の第2の2に基づき知事が必要と認めた額とする。		県 1/8 市町村 1/8 設置者 1/4
拡 張	本体工事費		知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	③国通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 県 1/16 市町村 1/16 設置者 1/4
	賃借料加算		7, 271千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
	特殊付帯工事費		18, 833千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
大規模修繕	本体工事費		国通知の第4の3に基づき知事が必要と認めた額とする。	放課後児童クラブの大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	特殊付帯工事費			特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	仮施設整備工事費			仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 2

## 算定基準

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	42,509千円  一部改築については、国通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合  県 1/3 市町村 1/3  市町村が社会福祉法人等の行う施設の整備に対して補助を行う場合  県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	2,125千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	5,015千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	4,388千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	17,927千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,625千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 4,675千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、国通知の	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

			第2の2に基づき知事が必要と認めた額とする。	
拡張	本体工事費		知事が必要と認めた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算		本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算		5,015千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費		17,927千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費		国通知の第4の3に基づき知事が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費			特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費			仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 3

算定基準

(第6条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ (1支援の単位当たり)	創設及び改築	本体工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 34,428千円 第6条(3)に基づく場合 41,313千円  ただし、国通知第1の1及び2による場合 第6条(1)、(2)に基づく場合 68,856千円 第6条(3)に基づく場合 82,626千円  一部改築については、国通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合  ①国通知の第1の3に該当しない整備を行う場合 県 1/3 市町村 1/3  ②国通知の第1の3に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 県 1/6 市町村 1/6  ③国通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 県 1/12 市町村 1/12
		賃借料加算	第6条(1)、(2)に基づく場合 7,998千円 第6条(3)に基づく場合 9,598千円	新たに土地を貸借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	
		特殊付帯工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 20,716千円 第6条(3)に基づく場合 24,860千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第6条(1)、(2)に基づく場合 1,827千円 第6条(3)に基づく場合 2,193千円  2 改築に際して仮施設を整備する場合 第6条(1)、(2)に基づく場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	①国通知の第1の3に該当しない整備を行う場合 県 2/9 市町村 2/9 設置者 1/3  ②国通知の第1の3に基づき待機児童	

			<p>2, 7 2 0 千円</p> <p>第6条(3)に基づく場合</p> <p>3, 2 6 4 千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、国通知の第2の2に基づき知事が必要と認めた額とする。</p>		<p>童の解消のための整備を行う場合</p> <p>県 1/8</p> <p>市町村 1/8</p> <p>設置者 1/4</p> <p>③国通知の第1の4に基づき待機児童の解消のための</p>
	拡張	本体工事費	<p>知事が必要と認めた額とする。</p> <p>ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。</p>	<p>放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	<p>整備を行う場合</p> <p>県 1/16</p> <p>市町村 1/16</p> <p>設置者 1/4</p>
		賃借料加算	<p>第6条(1)、(2)に基づく場合</p> <p>7, 9 9 8 千円</p> <p>第6条(3)に基づく場合</p> <p>9, 5 9 8 千円</p>	<p>新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要となる費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)</p>	
		特殊付帯工事費	<p>第6条(1)、(2)に基づく場合</p> <p>20, 7 1 6 千円</p> <p>第6条(3)に基づく場合</p> <p>24, 8 6 0 千円</p>	<p>特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費</p>	

別表 4

算定基準  
(第6条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 46,760千円 第6条(3)に基づく場合 56,112千円  一部改築については、国通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買取のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買取することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合  県 1/3 市町村 1/3  市町村が社会福祉法人等の行う施設の整備に対して補助を行う場合  県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	第6条(1)、(2)に基づく場合 2,338千円 第6条(3)に基づく場合 2,805千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第6条(1)、(2)に基づく場合 5,517千円 第6条(3)に基づく場合 6,620千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余裕スペース活用促進加算	第6条(1)、(2)に基づく場合 4,827千円 第6条(3)に基づく場合 5,792千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 19,720千円 第6条(3)に基づく場合 23,664千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第6条(1)、(2)に基づく場合 2,888千円 第6条(3)に基づく場合 3,465千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

		<p>2 改築に際して仮設施設を整備する場合</p> <p>第6条(1)、(2)に基づく場合 5, 143千円</p> <p>第6条(3)に基づく場合 6, 171千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、国通知の第2の2に基づき知事が必要と認めた額とする。</p>	
拡 張	本体工事費	知事が必要と認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	第6条(1)、(2)に基づく場合 5, 517千円 第6条(3)に基づく場合 6, 620千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第6条(1)、(2)に基づく場合 19, 720千円 第6条(3)に基づく場合 23, 664千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費